

事業所名 株式会社デジタルアイデンティティ
有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-315762

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

入社後 3 ヶ月 以内に退職した場合、紹介手数料の 50%返金

但し、求人者の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なること、労働基準法等の法令違反に起因する退社の場合は、紹介手数料を返還しないこととします。

なお、返戻金制度は求人者と締結する有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。